

太田市一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第39号

太田市一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則（平成17年太田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「年額130万円以上」の次に「(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。